

契約内容案内サービス規程

2022年4月1日制定

本規程は日本生命保険相互会社（以下、「会社」といいます）が運営・提供する契約内容案内サービス（以下、「本サービス」といいます）の利用に際しての取扱いを定めるものです。

第1条（用語の定義）

1. 本規程において「保険契約者」とは、会社の保険契約における保険契約者をいいます。
2. 本規程において「保険契約者代理人」とは、保険契約者が指定または変更指定した保険契約者代理人をいいます。

第2条（サービス概要）

1. 本サービスは、保険契約者代理特約（2022）に基づいて、保険契約者代理人を指定または変更指定した保険契約者およびその指定または変更指定された保険契約者代理人を対象とします。
2. 会社は、保険契約者代理人に対して、以下の場合に連絡することがあります。
 - （1）大災害発生時やご高齢の方などへの現況確認等において保険契約者と直接の連絡がとれず、保険契約者の安否確認・生存確認が必要な場合
 - （2）以下の手続きにおいて、会社が知った最終の保険契約者の住所および通信先を用いても保険契約者と連絡がとれず現況確認が必要な場合
 - ①年金の支払い
 - ②生存給付金・定期支払金の支払い
 - ③その他会社が必要と認めた手続き
 - （3）会社の保険商品のご紹介や会社所定のサービスのご案内を行う場合
3. 会社は、保険契約者代理人から会社に対する照会があった場合に、保険契約者代理人に対し、会社の回答が可能な状況が確定した後に、保険契約者の以下の項目を開示します。
 - （1）保険契約の特定に必要な項目
 - （2）保険契約の内容に関する項目
 - （3）その他会社が必要と認めた項目
4. 会社は、保険契約者代理人に対し、第3項各号に定める内容を開示するための通知物を定期的に送付します。
5. 前項の規定により、会社が保険契約者代理人に対し通知物を送付し、会社が知った最後の保険契約者代理人の住所に当該通知が到達しなかった場合には、会社は、それ以降保険契約者代理人宛てに当該通知物を送付しません。
6. 通知物の送付先は日本国内の住所に限ります。

第3条（利用期間）

1. 本サービスは、保険契約者が所定の手続きにより保険契約者代理人を指定または変更指定し、会社が承諾しその旨を発信した時点から開始します。
2. 会社は、以下の各号のいずれかに該当した場合、本サービスの提供を停止します。
 - （1）保険契約者が本サービスの利用の停止を申し出たとき
 - （2）本サービスの対象となっている保険契約の保険契約者代理特約（2022）が消滅したとき
 - （3）本サービスの対象となっている保険契約者または保険契約者代理人が以下のいずれかに該当する場合
 - （ア）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - （イ）反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - （ウ）反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - （エ）保険契約者または保険契約者代理人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること



日本生命保険相互会社

NISSAY

（帳 B202201-056）

- (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (4) その他会社が必要と認めるとき
- 3. 前項第1号に定める本サービスの利用の停止を保険契約者が申し出る場合、保険契約者は保険契約者代理特約(2022)を解約することを要します。
- 4. 第2項第3号に該当したことにより会社が本サービスの提供を停止した場合、保険契約者代理人は、保険契約者代理特約(2022)に定める代理対象手続きを行うことはできません。この場合、保険契約者代理特約(2022)は消滅したものと取り扱います。

第4条（本サービスの中断および停止）

1. 会社は、次の場合には、事前に通知することなく本サービスの全部または一部を中断することがあります。
 - (1) 本サービスの提供に必要な設備等の保守・点検を行う場合、または当該設備等に障害が発生した場合
 - (2) 天災・災害その他のやむを得ない事由により本サービスの提供ができない場合
 - (3) その他、会社が本サービスを中断する相応の事由があると判断した場合
2. 保険契約者は、会社が交付した通知または書類が、偽造、盗難、紛失等により他人に使用される恐れが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、速やかに会社に通知することを要します。この通知を受けたときは、直ちに本サービスの停止措置を講じます。

第5条（会社の免責）

第2条第3項、第4項によって保険契約者代理人に開示した情報の盗用その他の事故があっても、そのために保険契約者、保険契約者代理人その他の第三者に生じた損害については、当社は責任を負いません。

第6条（規程の変更、廃止）

1. 会社は、保険契約者および保険契約者代理人の事前の承諾なしに本規程の内容を変更または廃止できるものとします。この場合、会社は変更内容および変更日（廃止する場合は廃止日）を通知もしくは告知し、または会社のインターネットホームページ等において告知します。
2. 前項の場合、変更日以降は変更後の本規程を適用し、廃止日以降は本規程の適用を終了します。

第7条（情報の利用）

会社は、保険契約者の保険契約等の内容、保険契約者代理人に関する情報、本サービスの利用に係る過程で知り得た情報を、以下の目的で利用します。また、会社が、関連会社、提携会社である他の保険会社の代理店として取扱う保険商品のご提案に必要な範囲で当該他の保険会社と共同で利用する場合があります。

- (1) 各種保険契約のお引受、ご継続・維持管理、保険金等の支払い
- (2) 関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- (3) 会社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- (4) その他保険に関連・付随する業務

なお、会社におけるお客様に関する情報の取扱いについては、ニッセイホームページ(<https://www.nissay.co.jp/>)をご覧ください。

第8条（被保険者・受取人・指定代理請求人への情報提供）

会社は、保険契約の継続・維持管理、保険金等の支払いを目的に、保険契約の契約内容や契約状態等の情報を、被保険者・受取人・指定代理請求人に提供する場合があります。

第9条（その他）

本規程に別段の定めのないときは、普通保険約款および保険契約者代理特約(2022)に定めるところにより取り扱います。